

石川県緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延を受け、4月7日に国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を7都府県に宣言しました。

本県においても、2月21日に初めての感染者が確認されて以来、検査・医療体制の強化・充実をはじめ、県立学校の一斉臨時休校、県主催イベントの延期・中止、県有施設の休館・休園、県民の皆様への不要不急の外出自粛や他県との往来自粛の要請など、あらゆる対策を講じてきました。

しかしながら、県内においても、4月に入り、いわゆるクラスター（患者集団）と言わざるを得ない事例が3件確認され、感染者数は3月末の13人から、10日には92人と急増し、現時点で100人を超えるなど、事態が急激に変化し、これまでにない局面を迎えています。

こうした中、現在、県内医療関係者においては、懸命な努力を行っていただいておりますが、感染のリスクが高い環境の下、緊張状態が続いており、疲労が蓄積されていると聞いています。

感染者が今後も増加し、医療に従事される方にさらに負担をかける状態が続けば、通常の医療にも影響するなど、地域医療が危機的な状況に陥りかねません。

県民の皆様の健康や生命、安全で安心な社会を守るためには、改めて危機感を共有し、行政だけでなく、県民の皆様や企業の皆様など社会全体が一致団結し、この難局に当たっていかねばなりません。

このため、感染拡大の防止に向けた県の取り組みはもとより、県民の皆様一人ひとりが「感染を拡げない」とのしっかりとした自覚を持ち、日常生活の過ごし方を見直していただくことが不可欠であります。このことから5月6日までを対象期間として石川県緊急事態を宣言いたします。

- 県民の皆様には、日常生活において、3つの条件（①密閉、②密集、③密接（互い手を伸ばしたら手が届く距離（2 m）での会話や発声））が同時に重なる場を徹底的に回避するようお願いいたします。
- 人との接触をできるだけ避けるため、不要不急の外出自粛を徹底するようお願いいたします。
- 特に、バー、ナイトクラブなど、繁華街の接客を伴う飲食店等については、出入りの自粛を強くお願いいたします。
- 出張を含めて県外への不要不急の往来は自粛を徹底するようお願いいたします。
- さらに、県外からの来訪についても、できる限り自粛をお願いいたします。
- 事業者においては、公共交通機関で出勤する社員の時差出勤、在宅勤務などの取り組みをより一層推進するようお願いいたします。
- 手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合は出勤等も含め、外出を控えるとともに、病院への通院などやむを得ず外出する場合には、マスクの着用など感染防止策の徹底をお願いいたします。
- 感染者の方やその家族に対する差別や偏見につながる行動は厳に慎むなど、引き続き、冷静な行動をお願いいたします。